

福岡市中央区大名2丁目8番17号
株式会社セイワリアルネットワーク 代表取締役 次田 和重

平成23年1月31日付けで申請のあった温泉利用（飲用）については、
温泉法第15条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成23年2月18日

福岡県知事 麻 生 渡



記

- 1 温泉利用の場所 糸島市二丈深江字伽羅町2545番4
- 2 施設の名称 伽藍温泉スタンド
粹透水（すいとうすい）
- 3 利用温泉のゆう出地 糸島市二丈深江字伽藍町2545番4
- 4 温泉利用の目的 飲用
- 5 利用温泉の所有者 株式会社セイワリアルネットワーク 代表取締役 次田 和重
- 6 許可条件
 - (1) 利用者に対し、公衆衛生上飲用場所は限定されており、飲泉口以外の温泉水は飲用してはならない旨をはっきりと示すこと。
 - (2) 飲泉口が汚染されないよう留意すること。飲泉用コップ等の衛生管理にも留意すること。
 - (3) 15歳以下の者については、知見が必ずしも十分でないため、原則的には飲用を避けること。ただし、例外的に飲用する場合には、医師の指導を受けること。
 - (4) 飲用に供する温泉は、飲泉口において採取したものについて、年1回、一般細菌数及び大腸菌群の検査を行い、次表の基準値に適合していることを確認すること。また、着色が認められる場合等必要に応じて、全有機炭素を検査すること。検査の結果、不良の判定を得たときは、直ちに飲泉を中止し、その原因を排除すること。

検査項目	基準値
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること
大腸菌群	検出されないこと
全有機炭素(TOC)	5mg/l以下であること。

- (5) 一般細菌、大腸菌群等の検査結果を記録し、福岡県知事から検査結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその記録を保管しておくこと。